

## 組織再編<sup>1</sup>

### 1 意義

組織再編とは、企業どおしの合従連衡に関する規律とという問題である。具体的には、合併、会社分割、株式交換・株式移転が問題となるが、その他に事業譲渡等も問題となる。

また、上場会社における合従連衡を考える場合、いわゆるM&Aという形で表面化する場合も多い。その場合、友好的な組織再編ばかりではなく、敵対的な企業買収という形も起こりうる。ここでは、公開買付規制が重要な役割を果たすことになる。ただ、公開買付については、既に説明をしたので、ここでは省略する。

組織再編を行う当事会社は、必ずしも株式会社どおしとは限らず、例えば合併であればあらゆる種類の会社どおしで合併が可能である。しかし、上場会社で問題となる場合は、株式会社どおしの組織再編だけが想定されるであろうと思われることから、ここでは株式会社だけを当事会社とする場合のみを取り扱う。

また、企業どおしの合従連衡という意味では、部分連合として合弁会社を立ち上げるという方法も考えられるが、それは会社の設立行為そのものなので、会社の設立もここで取り上げる。

### 2 独占禁止法<sup>2</sup>

上場会社が、M&Aを含めた組織再編を行う場合、独占禁止法に注意する必要がある。ここで概略を説明する。

#### (1) 過度の事業支配集中の禁止

まず、共同株式移転を行う際に特に問題になりやすいが、他の国内の会社の株式を所有することにより、事業支配力が過度に集中することとなる会社を設立することはできず(独占禁止法 9I)、また、事業支配力が過度に集中することとなる会社となることはできない(独占禁止法 9II)。古くは、これらの条文は持株会社の禁止がその内容となっていたが、持株会社を解禁し、過度の事業支配の集中を問題とするようになったものである。

ここで、「事業支配力が過度に集中すること」とは、会社及び子会社その他当該会社が株式の所有により事業活動を支配している他の国内の会社の総合的事業規模が相当数の事業分野にわたって著しく大きいこと、これらの会社の資金に係る取引に起因する他の事業者に対する影響力が著しく大きいこと又はこれらの会社が相互に関連性のある相当数の事業分野においてそれぞれ有力な地位を占めていることにより、国民経済に大きな影響を及ぼし、公正かつ自由な競争の促進の妨げとなることをいう(独占禁止法 9III)。

また、子会社を含めた会社の総資産の額<sup>3</sup>が、2兆円<sup>4</sup>を超える場合は、毎事業年度終了の

<sup>1</sup> 組織再編の中に、組織変更も含めて理解する立場もあるが、組織変更とは株式会社が持株会社となり、あるいは持株会社が株式会社となることであり、上場会社では先ず問題とならないと思われるので、以下では組織変更は触れない。

<sup>2</sup> 法律の正式名称は、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」である。

<sup>3</sup> 具体的な計算方法は公正取引委員会規則(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条から第十六条まで

日から 3 か月以内に、当該会社及びその子会社の事業に関する報告書を公正取引委員会に提出しなければならない（独占禁止法 9Ⅳ③）。ただし、持株会社（ここでいう持株会社とは、子会社株式の取得価格の合計額が総資産の 50%を超える会社）の場合は、総資産の額が 6000 億円を超えれば届出義務が生じる（独占禁止法 9Ⅳ①）。これは、過度の事業支配の集中度を公正取引委員会が考慮しうるようにするためである<sup>5</sup>。

## （2）組織再編等の規制

次の場合には、株式を取得<sup>6</sup>し、あるいは合併、共同新設分割、吸収分割、共同株式移転、事業譲渡等<sup>7</sup>をしてはならない（独占禁止法 10Ⅰ、15Ⅰ、15の2Ⅰ、15の3Ⅰ、16Ⅰ）。

- i 一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合
- ii 不公正な取引方法<sup>9</sup>により組織再編等をする場合

また、組織再編等をしようとする会社のうち、いずれか一当事会社に係る国内売上高合計額<sup>10</sup>が 200 億円を超え、かつ、他の一当事会社に係る国内売上高合計額が 50 億円を超えるとときは、あらかじめ当該組織再編等に関する計画を公正取引委員会に届け出なければならない（独占禁止法 15Ⅱ本文、15の2Ⅱ①、Ⅲ①、②、15の3Ⅱ本文）。ただし、企業結合集団内での組織再編等であれば届出は必要ない。

この国内売上高合計額基準は、株式の取得の場面であれば、株式取得会社側が 200 億円を超えるか否かで判断し（独占禁止法 10Ⅱ本文）、取得しようとする株式数が発行済株式の議決権数の 20%を超えることとなる場合と、50%を超えることとなる場合に届出が必要となる（独占禁止法施行令 16Ⅲ）。

また、共同新設分割においては、A. 一当事会社は全部承継、他の一当事会社は重要部分の承継（重要部分承継会社）である場合は、①全部承継会社が 200 億円を超え重要部分承継会社が 30 億円を超える場合、または②全部承継会社が 50 億円を超え重要部分承継会社が 100 億円を超える場合でも届出義務が生じ（独占禁止法 15の2Ⅱ②、③）、B. 重要部分承継会社が二当事会社存在する場合は、一方が 100 億円を超え、他方が 30 億円を超える場合でも届出義務が生じる（独占禁止法 15の2Ⅱ④）。

吸収分割の場合においては、分割会社が重要部分承継会社である場合は、①重要部分承継会社が 100 億円を超え承継会社が 50 億円を超える場合、②重要部分承継会社が 30 億円を超え承継会社が 200 億円を超える場合でも届出義務が生じる（独占禁止法 15の2Ⅲ③、

---

の規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則）で定められている。

<sup>4</sup> 当該会社が金融機関の場合は、8 兆円である（独占禁止法 9Ⅳ②）。

<sup>5</sup> 具体的な運用基準は、公正取引委員会が「事業支配力が過度に集中することになる会社の考え方」として公表している（[http://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/gl\\_jigyoushihairyoku.html](http://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyoukijun/gl_jigyoushihairyoku.html)）。

<sup>6</sup> ここでの株式取得には、株式交換による株式取得も含まれると解される。

<sup>7</sup> ここで「事業譲渡等」とは、事業の全部または重要部分の譲受け、事業上の固定資産の全部または重要部分の譲受け、事業の全部または重要部分の賃借、事業の全部または重要部分についての経営の受任、事業上の損益共通契約の締結を含めた意味で使用される。

<sup>8</sup> ここでは、株式の取得も含めた本文記載の組織再編行為を、「組織再編等」としておく。

<sup>9</sup> 不公正な取引方法は、独占禁止法 2 条 9 項で定義されている。

<sup>10</sup> 国内において供給された商品及び役務の価額の最終事業年度における合計額であって、具体的には注 3 記載の公正取引委員会規則で定められる。また、当該会社の属する企業結合集団の国内売上高も合計して計算される。

④)。

事業譲渡等の場合は、200億円基準は譲受会社側で判断し、譲渡会社側の基準は30億円の場合に届出義務が生じる（独占禁止法16Ⅱ）。

この届出を行った場合、届出受理の日から30日間は、組織再編等ができない（独占禁止法10Ⅷ本文、15Ⅲ、15の2Ⅳ、15の3Ⅲ、16Ⅲ）。ただし、公正取引委員会がその必要があると判断した場合は、これを短縮できる（独占禁止法10Ⅷ但書）。

この届出に基づき、公正取引委員会が独占禁止法10条1項等に違反して組織再編等ができないと判断した場合、排除措置を執ることができる（独占禁止法17の2Ⅰ）。排除措置を執るには事前に通知する必要があるが（独占禁止法49Ⅴ）、その通知は、独占禁止法10条8項所定の期間内（原則30日以内）に行う（独占禁止法10Ⅸ本文）。もっとも、公正取引委員会が必要な報告、情報又は資料の提出を求めた場合においては、届出受理の日から120日を経過した日とすべての報告等を受理した日から90日を経過した日とのいずれか遅い日までの期間内に行えばよい（独占禁止法10Ⅸ括弧書）。ただし、①届出に係る組織再編等の計画のうち、重要な事項が当該計画において行われることとされる期限までに行われなかった場合は、当該期限から1年以内に通知をすればよく（独占禁止法10Ⅸ但書①、Ⅹ）、②届出に係る組織再編等の計画のうち重要事項に虚偽記載がある場合は、この事前通知に期間制限はない（独占禁止法10Ⅸ但書②）。

### （3）合併等の無効の訴え

上記（2）記載の届出義務に違反して合併、共同新設分割、吸収分割、共同株式移転が行われた場合は、公正取引委員会はこれら合併等の無効の訴えを提起することができる（独占禁止法18）<sup>11</sup>。訴えの手続について特段の規定はないが、会社法の規定に基づいて行う趣旨であろう。

---

<sup>11</sup> 株式取得の場合や事業譲渡等の場合に無効の訴えが用意されていないが、おそらく排除措置だけで十分と考えられたためであろう。